

平成十八年十二月十三日提出  
質問 第二五四号

スクールカウンセラーに関する質問主意書

提出者 江田 憲 司

## スクールカウンセラーに関する質問主意書

近年、教育現場で発生している「いじめ」「不登校」「自殺」等の問題に対処するためには、米国並みのスクールカウンセラー制度を構築すべきとの立場から、以下質問する。

一 米国におけるスクールカウンセラー制度の現状をどう認識しているか。左記の点について答えられた  
い。

① その地位。学校内では校長に次ぐナンバー2としての位置づけが与えられている場合が多いと聞くが、校長その他教職員等との関係如何。

② その権限、役割。単なる相談業務だけでなく、他の教職員、児童・生徒の親等との関係で、どのような権限が与えられているか。

③ その配置状況。全国の小・中・高等学校にスクールカウンセラーが教職員の一人として完全に定着していると聞くが、文部科学省の認識如何。

二 我が国におけるスクールカウンセラー制度の現状について、左記の点について答えられたい。

① スクールカウンセラーが配置されている全国の小・中・高等学校の総数と全学校に占める割合。

- ② 常勤、非常勤の別。非常勤の場合は、平均して週何日、何時間程度の勤務か。
  - ③ 他の教職員、特に職種が近い養護教諭との関係をどう整理しているか。
  - ④ 専門の相談室はどの程度整備されているのか。
  - ⑤ スクールカウンセラーには臨床心理士等の資格を要するか。この関連で、現在、学会やNPOレベルでは、スクールカウンセラーの認定制度があるようだが、どれほど活用されていると認識しているか。
  - 三 これまで、文部科学省としてスクールカウンセラー制度について、どのような施策を講じてきたか。
  - 四 政府として、スクールカウンセラーの資質、能力の確保や信頼性の向上の観点から、公的な認定制度、講習制度を設ける考えはあるか。
  - 五 教育再生の一環として、今後、政府として、米国並みのスクールカウンセラー制度の導入、すなわち、他の教職員との関係で権限、役割をはつきりとさせた、全国の小・中・高等学校への常勤スクールカウンセラーの配置を、早期に実現していく考えはあるか。
- 右質問する。